

# 後期高齢者医療制度

## 問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合

☎011-290-5601

市民課国保高齢医療係(名寄庁舎1階)

☎01654③2111(内線3118)

## 平成30年度の保険料

■ 7月に個別にお知らせします。  
 平成30年度の保険料額については  
 7月に個別にお知らせします。

均等割【1人当たりの額】 5万205円
+
所得割【本人の所得に応じた額】 (平成29年中の所得-33万円) × 10.59%
1年間の保険料 (限度額62万円、100円未満切り捨て)

※1年間の保険料の上限額は、平成30年度から62万円に変更となります(平成29年度は57万円)  
 ※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します

## 保

保険料の軽減

均等割の軽減(年額)

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の年間均等割額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	5,020円
33万円	8.5割軽減	7,530円
33万円+(27万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減	25,102円
33万円+(50万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	40,164円

※軽減は被保険者と世帯主(被保険者ではない場合も含む)の所得の合計で判定します。  
 ※平成30年度から、均等割5割軽減・2割軽減の軽減判定所得が拡充されました。

## 所得割の軽減の見直し

平成29年度において、基準となる所得以下の方の所得割が「2割」軽減する措置がありました。平成30年度から軽減措置がなくなりました。

## 被用者居る方の被扶養者だった方の軽減

平成30年度から、負担軽減のための特別措置として、均等割の軽減割合が「7割」から「5割」へ変更します。※所得の状況により、負担割合が変更します。

## 保

保険料の減免

災害、失業などによる所得の大幅な減少などにより、保険料の支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

## 保

保険料の支払い方法

「口座振替」どちらか選択できます。「口座振替」を希望する方はお問い合わせください。

## 保

保険証(被保険者証)が新しくなります

現在ご使用の保険証は7月31日(火)で失効し、使用できなくなります。7月中に新しい保険証(有効期限が平成31年7月31日)を簡易書留郵便で送付しますので、8月1日(水)以降はお持ちの黄色の保険証を破棄し、桃色のものをご使用ください。

## 減

減額認定証も新しくなります

現在ご使用の減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)は7月31日(火)で失効し、使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方は、7月中に保険証とともに減額認定証(有効期限は保険証と同じ)を送付します。8月1日(水)以降はお持ちのオレンジ色の減額認定証を破棄し、水色のものをご使用ください。

後期高齢者医療被保険者証(見本)

有効期限	平成30年 8月 1日
交付年月日	平成30年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市通合町1丁目
氏名	広城 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
加入年月日	平成30年 4月 1日
有効期限	平成31年 7月 31日
減額区分	区分Ⅱ
長期入院該当年月日	平成30年 8月 1日
保険者番号	390110000

減額認定証(最新は水色)

また新たに必要となる方は申請手続きをしてください。

## ■ 交付対象

世帯全員が住民税非課税であること  
 ※その他諸条件により、減額区分が異なります。詳しくは問い合わせください。



▶ 保険証(最新は桃色)